

「特別相談窓口」の名称変更について

平成23年5月18日

「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」の名称変更について

標記について、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第124号）」が施行されたことにより、激甚災害の名称等が「東日本大震災」改正されたため、特別相談窓口の名称を下記のとおり変更しましたので、お知らせします。

記

1. 新窓口名 「東日本大震災に関する特別相談窓口」
2. 変更時期 平成23年5月13日（金）